

◎返戻金制度について

弊社の人材紹介で採用していただいた人材が明らかに対象本人の責により退職した場合には、紹介手数料から下記の返戻金をお支払いします。

※ 但し、返還請求は対象本人が退職した日の翌月末日までに行うものが対象となり、翌々月1日以降の申告によるものは、理由の如何を問わず対象外となります。

30日以内… 紹介料の80%

30日越え90日以内… 紹介料の50%